

# 政治思想学会会報

*JCSPT Newsletter*

第 46 号  
2018 年 7 月

---

## 目 次

[新代表理事挨拶]

政治思想学会の来し方行く末

川出良枝..... 1

[評論]

『ここから始める政治理論』を刊行して

田村哲樹..... 2

[書評]

政治における「信頼」——László Kontler and Mark Somos eds., *Trust and Happiness in the History of European Political Thought* を読む

古田拓也..... 8

二つの法普遍主義——Jennifer Pitts, *The Boundaries of the International: Law and Empire* を読む

上村剛..... 9

法律の耐えられない軽さ——Denis Baranger, *Penser la loi* を読む

越智秀明..... 10

[会務報告]

2017 年度第 3 回理事会議事録 ..... 11

2017 年度第 4 回理事会議事録 ..... 13

2017 年度会計報告書 ..... 15

2018 年度予算案 ..... 16

2018 年度第 1 回理事会議事録 ..... 17

政治思想学会「学会報告奨励賞」(2018 年度)のご案内 ..... 19

第 26 回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ ..... 20

第 26 回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ ..... 22

第 15 回日韓政治思想学会・共同学術会議(韓国・ソウル)への学会派遣報告者募集のお知らせ ..... 23

---

## 政治思想学会の来し方行く末

代表理事 川 出 良 枝 (東京大学)

代表理事に就任するに当たり、政治思想学会の来し方行く末について考えるところを述べさせていただきます。

はじめに、少々個人的な話をさせていただきます。本学会の前身である政治思想研究会が1989年に立ち上がったとき、博士課程に籍を置く一大学院生として胸躍る気持ちとなったことをなつかしく思い出します。初回のテーマは「政治思想と政治哲学:課題と方法」。亡き藤原保信先生や有賀弘先生など発起人の方々のきら星のような顔ぶれ、自分の専門に即応する学術団体が産声をあげたことの喜び、研究仲間の輪が広がる楽しみがそこにありました。1994年には研究会から学会へと発展的に改組され、南大沢で開催された第1回研究大会にて報告する機会に恵まれたこともあり、本学会には育てて頂いた恩義を強く感じます。

とはいえ、発足当時の学会は研究会時代の雰囲気を残し、手作り感に満ちた牧歌的な団体であったと思います。学会が学会らしく飛躍する次なる大きな転換は、2000年5月に公募論文をレフリーによる査読によって掲載する『政治思想研究』が創刊されたあたりではないでしょうか。遡って、1998年5月の研究大会では、従来の企画によるシンポジウムだけではなく、自由論題のセッションが新たに設けられました。かくして、本学会は日本政治学会など他の学会と同様、若手研究者の業績発表の場という性格を強め、制度的にも一段と整備されました。政治思想学会研究奨励賞や学会報告奨励賞も創設され、ウェブサイトの充実、日韓政治思想学会・共同学術会議を主軸とする国際交流など、学会の活動は年々拡大していきました。

制度面での整備が進んだことは喜ばしい限りですが、その背景に、日本にかぎらず、大学をとりまく環境が大きく変化した事実があることは指摘

しておく必要があるでしょう。業績を標準化・数量化し、それをもとに、大学・研究機関への採用や昇任がおこなわれ、また日本学術振興会特別研究員や各種競争的資金の審査が行われているのが現状です。若手のみならず、中堅・ベテラン世代も、一本でも多くの査読論文を、一個でも多くの学会報告を、という圧力に日々晒されています。次なる変化として、良くも悪くも国際標準語となった英語による研究成果の刊行など、グローバル化の要請も強まる一方です。長々と学会の来し方を述べてきたのは、まさに、それが今後の学会のあり方の指針となると考えるからです。政治思想学会は、こうした時代の要請に応え、公正なルールの下で学会員の業績作りのお手伝いをするため、今後もたくましく、また柔軟に変容を遂げる必要があると考えます。

とはいえ、前身の「研究会」時代にまで遡って来し方を書き連ねたことにはもう一つの意図があります。その意図とは、業績作りそれ自体は悪いことではないけれど、それが自己目的化し、学会が単に業績リストに一行追加するためだけの道具となってしまっただけではない、ということを同時に強調したいということです。本学会が全体テーマの下でのシンポジウム形式を維持し続けるのは、私見では学会の初心がそこにあるからではないでしょうか。学会に行けば、重量級の、あるいは抜群に面白い報告が聞ける、手に汗握る討論に参加できる、懇親会で親交を深めたい、学会誌を開けばそこでしか読めない研究の最先端に触れられる。年齢も出身も関係なく相互に切磋琢磨しあう研究者の自由な集いであり続けることも、今後の学会に課された大きな使命ではないかと決意を新たにします。

## 『ここから始める政治理論』を刊行して

田村哲樹(名古屋大学)

はじめに

約一年前に、乙部延剛さん、松元雅和さん、山崎望さん<sup>(1)</sup>との共著で、『ここから始める政治理論』(有斐閣ストゥディア、2017年)(以下、「本書」と表記)<sup>(2)</sup>という教科書を刊行した。このエッセイでは、本書の作成・刊行を通じて意識したこと・考えたことを、振り返ってみたい。なお、本書は上記4名の共著であるが、このエッセイは、田村一人が(それなりには他の執筆者の顔を思い浮かべながらも)書いている。そのため、他の執筆者は違う見解を持っているかもしれないことを、あらかじめお断りしておく。

### 1. どのような教科書を新たに作るのか？

どんな書き物にも始まりがある。『ここから始める政治理論』の場合、始まりは出版社からの依頼だった。「政治理論の新しい教科書を作りたい」というその依頼自体は、とても魅力的なものだった。元来「自分は教科書を書くようなタイプではない」と思っていた私でさえ、「では、やってみます」とお答えしたのだから。

しかし、最初から難問があることはわかってきた。依頼元の有斐閣には、既に川崎修・杉田敦編『現代政治理論』(有斐閣アルマ、初版2006年、新版2012年)という教科書がある。この教科書の刊行は、「(現代)政治理論」という学問分野があることを広く知らしめることになった<sup>(3)</sup>。その内容も、「(現代)政治理論」の教科書として申し分がないものと思われた。実際、私自身が、『現代政治理論』刊行時に「ついにこういう本が出た!」と喜んだものである。既にそのような教科書があるにもかかわらず、あえて「政治理論」

を名乗る教科書を作るとすればどのようなものがありうるのか、つまり、どうやって差異化するのか。これが、「読者」から「作者」に立場が変わった私が直面した難問だった。

この難問に対する私のひとまずの「答え」は、次の三点だった。第一に、「ワンランク下」である。この表現は誤解を招きやすいかもしれない。実際、私自身はこの「ワンランク下」という表現を『ここから始める政治理論』の「はじめに」であえて使おうとしたのだが、「より適切な表現に」との注文がついた。そのため、「できるだけやさしく」に変わった(同書、i頁)。ともあれ、私が、本書を『現代政治理論』よりも「やさしい」「わかりやすい」教科書にしなければと、強く思ったことは確かである<sup>(4)</sup>。第二に、「より『現在』に寄せた内容にする」ということであった。『現代政治理論』には、政治思想的な記述も散見される。そうだとすれば、私たちの本では、できるだけ「現在の政治理論」という体裁をとることで差異化できるのではないか、と思われたのである。第三に、より「政治理論とは何か?」という問題に取り組む、ということである。『現代政治理論』では、(恐らく意図的なことであるが)「政治理論とは何か?」という問題は、「はじめに」で簡潔に述べられるにとどまっている。これに対して本書では、第1章で政治学全体の中での「政治理論」という分野の特徴を説明することを試みた。

以上のことは、『現代政治理論』との対比で私がまず考えたことである。これとは別に、私は、できるかぎり「政治理論」の多様なテーマを包摂したいと考えた。そこで、私が扱うことのできない部分をカバーしてくれる共著者を探した。第一に、「政治理論」をどのように理解するにせよ、現代リベラリズム(正義論、平等論)を外すこと

はできないと考えた。そこで、松元さんに加わってもらうことにした。松元さんは、デイヴィッド・レオポルド／マーク・スティアーズの編集による政治理論教科書の共監訳者でもある<sup>(5)</sup>。第二に、今日の「政治理論」では「国際」の部分を外すこともできないと考えた。そこで、山崎さんに加わってもらうことにした。最後に、「現在寄り」にするとはいえ、政治思想史と全く隔絶した「政治理論」はありえないと考え、政治思想史研究者でありながら現在の政治理論の動向にも詳しい乙部さんに加わってもらうことにした。乙部さんには、アメリカの大学院での博士課程経験を踏まえた知見を提供してもらうことも期待していた。

## 2. 政治思想史との関係

「政治理論」と名のつく教科書を作る際のポイントの一つは、政治思想史との関係である。本学会では、政治思想史と（現代）政治理論ないし政治哲学とは、その違いを認めつつも、両者が「政治思想研究」という車の両輪であると認識されている。

それでは、本書では政治思想史との関係はどのようになっているのか。先にも述べたように、実は本書において、全体として政治思想史的な叙述は薄い。そのことは、もっとも端的には、第1章での政治理論の特徴づけが、主として現代政治分析（本書の用語では「政治の経験的分析」）との対比で行われており、政治理論と政治思想史との関係についてはコラムで扱われているところに表れている。また、各章の叙述においても、それぞれの概念・理論の歴史的展開・背景についてはあまり紙幅を割いていない（章によって濃淡はある）。

このような特徴を持つ本書は、場合によっては、政治思想史研究と現代政治理論研究との分断を助長するものとして受け止められるかもしれない。ただし、本書のこのような（あえて言えば）「思想史軽視」には、上記の『現代政治理論』との住み分け以外に、より積極的な理由もある。

第一に、本書では、政治学全体の中での「政治

理論」の特徴を明確にしたいと考えた。今日では、政治思想史と政治理論・政治哲学との分化もさることながら、より経験的な政治学と、思想史と政治理論を合わせた「政治学の思想系」<sup>(6)</sup>との分化も進んでいると思われる。このような政治学の現状認識をもとにして、本書では、一方で「政治理論」と「政治の経験的分析」との違いを規範と経験との区別という形で明確にしつつ、他方で優れた経験的分析における「規範と経験の絡まり合い」を説明することで、両者が全く分かれた学問的営為ではないことも読者に伝えようとした。私としては、本書の読者が、政治理論の固有性とともに、政治学の他の諸分野との連関にも興味を持ってもらえればと願っている。

第二に、「現代」により特化することで、本書は、思想史研究とは区別された政治理論研究という研究の土俵があることをより明確に示そうとした<sup>(7)</sup>。教科書はもちろん研究書ではない。しかし、教科書におけるトピックの選択や叙述内容が、あるテーマやトピック、あるいは研究のやり方に正しく「研究」としてお墨付きを与える、ということは、しばしばあり得る。そうだとすれば、本書における「現代」への特化は、「現代」だけを念頭に置いた研究も、「政治理論研究」としてはあり得ることを示すことに貢献するかもしれない。論争的な問題かもしれないが、たとえばベラリズム研究やデモクラシー研究を行う時に、「思想的」な背景を必ずしも十分に踏まえていなくとも、「政治理論」の研究としては成立することもありうる。とりわけ、より先端的な研究では、このようなケースも散見されることであろう。念のために付け加えるならば、このことは、「政治思想研究」全体を「政治理論」により特化させようとの意図に基づくものではない。そうではなく、「政治思想研究」全体の裾野を広げることを目指しているのである。

## 3. 「政治理論」の多様性

さて、政治理論を、他の政治学の諸分野や「政治思想史」から区別したとしても、その「政治理

論」の中にも様々なトピックや研究の仕方がある。そのような政治理論内の多様性という観点から見た場合、本書では、1.で述べたように、トピックについてはできるだけ包括的であることを目指した。かつ、その際、単に網羅的なだけでなくある程度体系的になるようにも努めた。すなわち、政治理論と政治を扱った第1章・第2章を広い意味でのイントロダクションとし、それに続いて、現代政治理論の二大トピックである（と著者たちが考える）リベラリズム（第3章～第5章）とデモクラシー（第6章～第8章）についての章を置き、その後に、自己論（第9章）、権力論（第10章）、フェミニズム（第11章）、ナショナリズム（第12章）、多文化主義（第13章）、公共性論（第14章）を並べた。実は、グローバル正義論を第5章に、グローバル民主主義論を第8章に置くことを決めたのは、本書作成のかなり最後の段階になってからのことであった。しかし、結果的にこの「決断」は間違っていなかったと思っている<sup>(8)</sup>。リベラリズムとデモクラシーの双方の、広がりや奥行きをより体系的な形で示すことができたと思うからである。

とはいえ、これだけでは、第9章以下が単に網羅的なだけに見えてしまうかもしれない。そこで本書では、第9章～第11章を自己（私）に関わる政治理論的問題として、第12章～第14章を集合的な次元（私たち）に関わる政治理論的問題として、読者に提示することにした。言い換えれば、第9章～第11章は『「私」から始める政治理論』であり、第12章～第14章は『「私たち」をめぐる政治理論』である。なお、本書「はじめに」で述べたように、第11章は「私」から「私たち」への「つなぎ」となっている。このようにして、「私」から「私たち」へという流れの中で政治理論の諸トピックを学修してもらおうとした。

このように諸トピックを位置づけることで、本書の構成は、政治学の通常の教科書とはやや異なるものとなった。そのことを最もよく示しているのが、権力論の章である。通常の政治学の教科書では、権力についての叙述は、本の最初の方に置かれている。この点は、『現代政治理論』でも同

じである。これは、多くの政治学・政治理論の教科書において、政治にとっての権力の根本的重要性という想定があるからだと思われる。しかし、本書では、あえて権力にそのような位置づけを与えなかった。その理由は二つある。第一に、本書では「政治」と権力を区別し、「政治」そのものをより根本的と考えているからである。だから、政治については、第2章という全体のイントロダクション的な位置づけの章において説明した。第二に、これはとりわけ私の実感に拠るものであるが、権力という概念が、本書の主たる読者として想定される人々、つまり政治学の比較的初学者である学生たちには、「わかりにくい」のではないかと思われたからである。実際、私自身が、学生時代に政治学の教科書の権力や権威に関する項目を、文字通り「教科書的」にしか学修しておらず、その意味や学問的「面白さ」をあまり理解することができずにいたと感じている。そこで本書では、権力そのものを前面に出すのではなく、権力を「自己（私）」のあり方に関わるトピックの一つとして位置づけることにした。その結果が、第10章での権力の登場である。

こうして、取り上げるトピックについては、やや通例とは異なる構成・狙いを伴いつつも、それなりに包括的になったと考えている。少し難しかったのは、本書の用語でいう「規範的政治哲学」と「政治的政治理論」との関係である。先に述べたように、本書の第1章では、政治理論を「政治の経験的分析」と区別して、政治に関する「規範的な事柄」を扱う学問分野とした。その上で、政治理論の中にも二つのタイプがあり、それらを「規範的政治哲学」（ないし分析的な政治哲学）と「政治的政治理論」（ないし狭義の政治理論）とした<sup>(9)</sup>。

「難しかった」というのは、次の二つの意味においてである。第一に、政治理論全体を「規範的」と言っておきながら、その中に「規範的」なタイプ（規範的政治哲学）とそうではないタイプ（政治的政治理論）があるという整理の仕方がわかりづらい、という意味においてである。この場合、政治的政治理論は規範的なのか、そうではな

いのか。規範的ではないとすれば「政治の経験的分析」と何が異なるのか。このような疑問を生みやすいだろう<sup>(10)</sup>。

第二に、このような区別を行っておきながら、本書の構成は必ずしもこの区別に沿ったものにはなっていない、という意味においてである。もちろん、様々な政治理論の研究を、二つのタイプのいずれかにきれいに分類できるわけではないことは確かであり、本書でもその点に注意を促している(13頁)。しかし、そうであったとしても、本書の冒頭で提示した区別がその後には必ずしも明確な形で活かされていないことは、少なくとも読者にとって親切とは言えないかもしれない。

以上二つの「難しさ」について、現時点で何らかのコメントをすれば、次のようになる。まず、第一の「難しさ」については、「政治」思想の研究者やそれをそれなりに学んだ人にとっては、ある程度理解可能なのではないかと思われる。井上彰との共編著<sup>(11)</sup>の「序」で紹介したように、オックスフォード・ハンドブックの「政治理論」と「政治哲学」<sup>(12)</sup>との違いは、およそ本書で言う「政治の政治理論」と「規範的政治哲学」との違いに対応していると思われる。また、川崎修も、彼の言う「政治哲学」には、「政治に関する価値や当為の問題を扱う理論の研究」という意味での「規範理論」とともに、「政治学の広い意味でのメタ理論的研究、すなわち政治についての基本的認識枠組みの研究」も含まれる、と述べている<sup>(13)</sup>。その上で川崎は、「事実と当為の二元論を暗黙の前提とした政治科学=事実学、政治哲学=規範学という図式は、必ずしも常に成り立つわけではない」とも述べている<sup>(14)</sup>。このように、政治思想研究者の間では、本書における区別(とそれに伴う難しさ)は、比較的理解可能なものなのではないかと思われる。ただし、このような区別は、初学者はもちろん、「政治」ではない分野の思想・理論・哲学研究者にとっても、必ずしも理解しやすいとは言えなかったかもしれない。

二点目の「難しさ」に移ろう。正直に言えば、本書の構成を考えていた時に、少なくとも私は、

規範的政治哲学と政治の政治理論という区別を最大限適用した教科書を作ることは難しいと思っていた。その場合、どのような内容・構成になるのかについての、十分なイメージが湧かなかったのである。しかし、本書にやや遅れて、同じくストゥディア・シリーズとして刊行された『社会学入門——社会とのかかわり方』<sup>(15)</sup>を見ると、各章ごとに、同じトピックについて計量分析(定量的研究)と質的研究(定性的研究)の二つの立場からそれぞれ叙述を行う、というスタイルが採用されている。そうだとすると、本書でも、トピック(章)ごとに、規範的政治哲学的なパートと、政治の政治理論的なパートとを設けるという構成を採用することもあり得たかもしれない。ただし、本当にこれをやろうとすると、本書作成にかかった以上の時間が必要だっただろうし、そもそも、私自身にそのような力量があるとも思えない。私としては、将来の政治理論の教科書で、このような構成をとるものが出てくることを(も)期待したい<sup>(16)</sup>。

#### おわりに

以上、『ここから始める政治理論』を刊行した後に思うところをいくつか述べてみた。その他にもいくつか、「こうすればよかったかもしれない」ということはある。たとえば、「章」の上に「部」を設け、全体を5部構成にすればよかったかもしれない<sup>(17)</sup>。あるいは、方法論に関する章もあった方がよかったかもしれない<sup>(18)</sup>。また、「ワンランク下」という当初方針に照らすならば、叙述はもっと初学者向けに「割り切った」ものにすべきだったのかもしれない<sup>(19)</sup>。さらに、「よい教科書」とは何なのか、という疑問も浮かんている。一人で読むだけでも「わかる」ものが「よい教科書」なのだろうか。それとも、一人で読むだけでは「わかる」とは言えないが、教える側にとっては使いやすいという意味で「よい教科書」というのもあるのではないだろうか。

とはいえ、著者の一人として、できるかぎりのことはやったという自負はある。教科書に期待さ

れていることは、当該学問分野への導入となるとともに、当該学問分野の到達点を示すものでもあることだろう。この二つを両立させることは難しいが、本書ではコラムも活用しつつ、ある程度それを達成することができたのではないかと考えている。また、各執筆者の得意分野を活かしつつも、執筆者会議で率直な意見交換を行い、できるだけお互いに草稿に手を入れ合うことで、最終的に4名の共著という形態にできたことも、意義のあることだったと思う。近年、本書以外にもいくつかの教科書の作成を手がけた経験から<sup>(20)</sup>、教科書には「全体のまとめ」が重要であるということ、あらためて感じているからである。

ともあれ、執筆者たちの手を離れた後では、本書を手がかりとして政治理論に興味を持つようになる読者が少しでも増えることとともに、本書を「乗り越える」ことを目指す、新たな政治理論教科書がいつか刊行されることを願うのみである。

- (1) 以下、本エッセイでの人名表記は、『ここから始める政治理論』の共著者のみ、「さん」づけで表記する。
- (2) 執筆者たち自身は、本書を『ここ政』と呼んでいる。これは、有斐閣アルマシリーズの北山俊哉・久米郁男・真淵勝『はじめて出会う政治学』（初版1997年、新版2002年、第3版2009年）が『はじ政』と呼ばれている（らしい）ことを意識してのことである。
- (3) 『現代政治理論』以外にも、2000年代には、翻訳書も含めた政治理論・政治哲学の教科書・入門書が多く刊行されるようになった。それらに共通する特徴の一つとして、（現代に焦点を当てていることを前提とした上で）思想家別ではなく、トピック・テーマ別の構成を採用していることが挙げられる（私にとって、そのような構成を持つ教科書として最初に印象に残ったのは、「政治」理論のみではないが）有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム——社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版、2000年であった。また、その中のいくつかは政治学の教科書シリーズの一冊として刊行されているが、このことも政治理論・政治哲学という分野の確立に貢献したと思われる。シリーズの中の一冊として刊行されたものとして、「アクセス・シリーズ」の押村高・添谷育志編『アクセス 政治哲学』日本経済評論社、2003年、「おうふうライブラリー」の飯島昇藏・佐藤正志・太田義器編著『現代政治理論』おうふう、2009年、などがある。翻訳の教科書では、半ば専門書とも言え

るが、W・キムリッカ、千葉眞・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』日本経済評論社、2005年の刊行が特に大きな意味を持ったのではないと思われる。

- (4) なお、それにもかかわらず「結果的に本書は、『現代政治理論』よりも、難易度も含めてより専門的で発展的なレベルになっているかもしれない」（本書、ii頁）。
- (5) デイヴィッド・レオポルド／マーク・ステアーズ編著、山岡龍一・松元雅和監訳『政治理論入門——方法とアプローチ』慶應義塾大学出版会、2011年。
- (6) 森政稔『〈政治的なもの〉の遍歴と帰結——新自由主義以後の「政治理論？」のために』青土社、2014年。
- (7) 政治理論の特徴については、井上彰・田村哲樹編『政治理論とは何か』風行社、2014年所収の各章をも参照のこと。同書には、政治思想史専門の安武真隆による「政治理論と政治思想史——J・G・A・ポコックと『ケンブリッジ学派』」も収められている。
- (8) それは「決断」であったとはいえ、それに至った理由を現時点で考えてみると、国際政治学専門でありながら、以前から共通の関心をもってデモクラシー研究に共に従事してきた山崎さんの存在が大きかったように思われる。私たちの共同作業の成果として、宇野重規・田村哲樹・山崎望『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』ナカニシヤ出版、2011年、杉田敦編『デモクラシーとセキュリティ——グローバル化時代の政治を問直す』法律文化社、2018年（田村「資本主義と民主主義はなおも両立可能か」、山崎「例外状態における正統性をめぐる政治」を所収）。
- (9) この区別を、近年議論されている「分析的政治哲学」と「大陸的政治哲学」という区別と同一視してよいのかどうかについては、私自身はまだ明確な知見を持ち合わせていない。「分析的」と「大陸的」の区別についてはさしあたり、乙部延剛「対抗する諸政治哲学——分析的政治哲学と大陸的政治哲学を中心に」『ニュクス』第4号、2007年、同「政治哲学の地平——分析的政治哲学と大陸的政治哲学の交錯」『現代思想』第45巻第21号、2017年を参照のこと。
- (10) 実際、私は、何人かの研究者から、本文で述べたような感想（疑問）を頂いた。
- (11) 井上・田村編前掲『政治理論とは何か』。
- (12) John S. Dryzek, Bonnie Honig, and Anne Phillips (eds.) *The Oxford Handbook of Political Theory*, Oxford University Press. David Estlund (ed.) *The Oxford Handbook of Political Philosophy*, Oxford University Press.
- (13) 川崎修『「政治的なもの」の行方』岩波書店、2010年、104-105頁。なお、川崎は、「政治の言葉の分析」も政治哲学の構成要素としている。
- (14) 同上、105頁。
- (15) 筒井淳也・前田泰樹『社会学入門——社会とのかか

わり方』有斐閣、2017年。

- (16) 思い付きの域を出ないが、同様の発想に基づくならば、たとえば、各トピック・各章について政治理論・政治哲学的なパートと政治思想史的なパートを設ける「政治思想」の教科書や、各トピック・各章について西洋政治思想(史)と東洋(日本)政治思想(史)のパートを設ける「比較政治思想(史)」の教科書などもあり得るかもしれない。
- (17) 具体的には例えば、第1部「政治理論の出発点」(第1章、第2章)、第2部「リベラリズムの政治理論」(第3章～第5章)、第3部「デモクラシーの政治理論」(第6章～第8章)、第4部「『私』から始める政治理論」(第9章～第11章)、第5部「『私たち』をめぐる政治理論」(第12章～第15章)、といった形になるだろうか。
- (18) ただし、規範的政治哲学の方法論については、『応用政治哲学——方法論の探究』風行社、2015年という単著や、レオポルド／スティアーズ前掲編著『政治理論入門』の共監訳者としての経験を持つ松元さんを中心に執筆していただいたことは間違いのないとして、政治の政治理論についての方法論を書くことができただろうかという疑問は残る。
- (19) どのような叙述スタイルならば「割り切った」ことになるのかは、それ自体論争的である。私自身は、特に政治理論・政治哲学分野では、単に叙述をシンプルにするだけでは「割り切り」が十分ではない可能性があると考えている。それだけでは、抽象的な概念や論理の意味が伝わり切らないかもしれないからである。
- (20) その一つは、新川敏光・大西裕・大矢根聡・田村哲樹『政治学』有斐閣、2017年である。更にもう一冊、私を含む3名の著者による政治学の教科書を準備中である。

## 政治における「信頼」

—László Kontler and Mark Somos eds., *Trust and Happiness in the History of European Political Thought* (Brill, 2017) を読む

古田拓也(慶應義塾大学)

日常生活を送るためには、数えきれないほど多くの人や物を信頼せねばならない。何も信頼できなければ、バスに乗ることはおろか、家でくつろぐこともできまい。それが可能なのは運転手と大工の仕事を信じているからである。だが信じるものは救われるとしても、信じすぎるとバカをみる。運転手を信頼しすぎ、シートベルトを締めないのは危険な選択であろう。では一体どれほど信頼すべきなのだろうか。

本書は主として思想史的な観点から、政治という、この問いが最もはっきりと浮かび上がる場における、信頼の意味を問うた二一篇から成る論文集である(二〇一四年の同名のカンファレンスが元となっている)。編者序論において信頼の「近代」性という観点からサーヴェイがなされた後、三部に分かれた本論が続く。第一部には、中世後期から二〇世紀前半までの個々の思想家研究、第二部には主として宗教戦争の時代におけるイデオロギーとしての「信頼」概念の研究、第三部には、古代ギリシャからソヴィエトに至る、そうした思想闘争の沈殿である政治文化の研究が収められている。

本書で繰り返し問われるのは、理にかなった信頼をいかに醸成するかである。歴史上多くの思想家が、他人を信用しうる理由を挙げてきた。ポリスの動物という本性、世界を統べる摂理、血縁に基づく配慮、そして共通の神を持つという事実などがその一部である。だがどれほどこのリストを長くしても、人間はどうしようもないという反対の見解が力を失うことはなかった。キリスト教的に表現すれば原罪、世俗的に表現すればマキャヴェリズムは、真剣に政治を考える人間が直面せねばならぬ事実だったのである。特にこれはコンフェッショナリズムの時代に、抜き差しならぬ大問題になった。「異端との信義は守られなくともよ

い」という命題が、アウグスブルクの和平の実効性を疑わせ、オランダ独立戦争時には分裂を加速させた。

他人は信じられない。だが単に他人が信じられないというだけではない。「汝自身を読め」ばわかる通り、他人も私を信じられない。ホッブズは、相互の信頼を可能にする唯一の条件は、言葉の後ろに剣を伴う主権者が控えていることだと考えた。だがその解決策は、ロックの目にはあまりに楽観的に映った。主権者とはそれほど信頼に値する存在であろうか。人間は信頼に値しないとしても、主権者もまた人間にすぎないのではなからうか。

無条件に信頼できるものが存在しないならば、信頼は過程のなかで育んでいく他はない。その成功例がウェストファリアでの宗教戦争の終結であった。この時間の局面に着目することで明らかになるのは、しかし、問題解決策というよりは、信頼が有するギャンブル性である。遠い未来の目的のために託された権力は、近い未来の安全を脅かすかもしれない。昨日までの行動に基づく信頼は明日には見事に裏切られるかもしれない。こうした不確実性は決してゼロにはならない。

信頼の不確実性が強調されている本書から、現実主義的政治理論家は、理論化しきれない政治の実践性を読み取るであろう。しかしそれだけが本書の持つメッセージではない。信頼は賭けなのだがとしても、実践を支える、信頼するための共通の基盤は必要なものである。そう考えればむしろ、実践に還元できない普遍的な理論の必要性を説いているとも解しうる。どちらの方向から読むにせよ、政治の必要条件でありかつ最終目的でもある信頼を考察するうえで、欠かせない一冊と言えるだろう。

## 二つの法普遍主義

—Jennifer Pitts, *The Boundaries of the International: Law and Empire* (Cambridge, MA: Harvard UP, 2018) を読む

上 村 剛 (東京大学)

ダンカン・ベルが「転回の夜明け」<sup>(1)</sup>を看取してから約20年、思想史を国際関係論や国際法の視角から捉える研究が爆発的に流行している<sup>(2)</sup>。その潮流を先導する一人がシカゴ大学のジェニファー・ピッツであり、今年、『帝国への転回』(2005)以来の2冊目の単著が出版された。

本書は6章構成である。まず、国際法は欧州内部において19世紀に成立したとの従来の通説に対し、寧ろそれ以前の欧州外との接触こそが決定的契機、との結論を第1章で提示する。

続く第2章「東洋的専制とオスマン帝国」は、欧州との境界として最重要だったオスマン帝国の表象を論じる。外交官ポール・ライコートと、モンテスキュー、そして彼の東洋的専制論に反発したジェイムズ・ポーターとアンクティル＝デュペロンらの議論によって、オスマン帝国が欧州と異なる法秩序にあるとの理解が普及したという。

第3章「ヴァッテルの世界におけるネイションと帝国」は、従来のヴァッテル解釈と異なり、ヴォルフらの影響といった文脈から、国際法の対象を彼が欧州外に拡げた重要性を指摘する。だが彼の法普遍主義は、欧州内関係からの論証も多く、その議論射程の外延に曖昧さが残った。

かかる法普遍主義には二つの効果があり得た。一つは植民地化の正当化であり、もう一つは欧州人の非人道的行為への批判である。第4章「18世紀の批判的法普遍主義」は国際法の後者の側面に焦点を当て、バークのヘイスティングズ弾劾が主に描かれる。人道的バークと専制的ヘイスティングズ、という俗説が覆され、基本的な両者の違いが法普遍主義と法多元主義にあると解釈される。

第5章「実証主義の勃興？」では、自然法に基礎を置く18世紀的な国際法が19世紀に実証主義的に転換した、との理解が再検討される。19世紀前半にも依然、最も影響力があったヴァッテル

の受容の態様こそ鍵となり、かくしてゲオルク・フリードリヒ・フォン・マルテンスの実証法学、ロバート・ウォードやヘンリー・ウィートンらの歴史主義などヴァッテルに批判的に対峙した学者たちが論じられ、更に林則徐など、非欧州圏へ受容された過程が描かれる。

この過程で法普遍主義が変質する。第6章「ヴィクトリア朝国際法における歴史主義」は、国際法がヘンリー・メインの歴史主義などの影響から文明/野蛮といった概念と関連づけられ、欧州的国際法の地位に押し上げ、帝国の拡大に貢献してしまったと論じられる。

各々の章が独創的で、かつ全体として一貫した思想史を展開した点で本書は大変刺激的な一冊である。だが、非欧州との接触を通じた国際法の誕生という著者の議論は、エピローグに顕著であるように、欧州中心主義からの脱却を志向するにも拘らず、バークのインド論など、あくまでも欧州人の視線から見た非欧州の表象が多く取り扱われることで、却って欧州の文脈と眼差しを強固とし、「誤った欧州本質主義」<sup>(3)</sup>へと回帰する危険性を孕む。とはいえ著者独りにこの克服を求めるのは些か酷であり、寧ろ本書への多方面からの応答によって、豊穡な思想史叙述の発展に繋げていくことが、本書の最も誠実な読解となるだろう。

(1) Duncan Bell, "International Relations: The Dawn of a Historiographical Turn?", *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 3, No. 1, 2001.

(2) 近年の他の代表例として、Lauren Benton and Lisa Ford, *Rage for Order* (Cambridge, MA: Harvard UP, 2016).

(3) この批判例として、S・スブラフマニヤム『接続された歴史』三田昌彦・太田信宏訳、名古屋大学出版会、2009年、221頁。

## 法律の耐えられない軽さ

——Denis Baranger, *Penser la loi*, Gallimard, 2018 を読む

越 智 秀 明 (東京大学)

毎年膨大に制定される諸法律に大した期待もせず、我々は「法律loi」という語を驚くほど軽く用いる。しかし、ソロンを持ち出すまでもなく、法律はそもそも極めて重々しいものであった。本書は、この法律観念の転換を主題とする。

著者Denis Barangerはパリ第2大学の公法学教授である。ここで憲法学者の名著を扱うのは、この著作が内容的にも方法的にも政治思想研究に対して示唆に富むからだけでなく、彼を中心とする「政治法学Jus politicum」プロジェクトの政治思想研究に対する意義を重く見るからである。このプロジェクトは、山元一・只野雅人編訳『フランス憲法学の動向——法と政治の間』（慶應義塾大学出版会、2013）が丁寧に紹介しており、同書所収のBarangerの論文『『憲法の罨』——憲法史と憲法学』は本書『法律を考える』の内容と一部重なる。以下、紙幅の都合上極めて限定的になるが、本書の内容を紹介する。

法律の価値喪失は何故起こったか。著者はその答えを法律の立法者意思解釈と理性的解釈の対立に見出す。自己統治を基本的価値に据える立法者意思解釈は、喫緊の政治的問題を解決する手段として法律を利用することを許す。謂わば統治の道具としての法律は、世俗的幸福追求が国家の目的であるからには、とりわけ資本主義の発展に伴って膨大な数に増加する。

他面、国家は人民の基本権保障も目的とする。そこにおいて法律は、果たして理性に適っているか、その内容が問われる。立法者意思だけでは法律は法にならず、法の理性を担う解釈者、裁判官が強い役割を果たす。法律は裁判官だけが秘儀的に解釈し、法学の主流が法解釈学となったために、統治の道具としての機能が減じた。これが法律の価値喪失に繋がっている。

この対立の淵源は主意主義と主知主義に見出さ

れる。そもそもは神の全知性と全能性の一致により対立しなかった両者が、次第に間隙を広げ遂にHobbesの定式「真理ではなく権威が法を作る」により意思が優位に立つ。

これを再度均衡させたのがLockeであった。同時に彼は法律の行為統制機能を強調し、これは哲学的な「立法の科学」としてBeccariaやBenthamに引き継がれる。しかし立法の科学の試みは、理念的にというよりも現実の法曹の反対によって頓挫することになった。

近代の立法においては、立法者意思と理性との本来相矛盾する二要素を実務的に組み合わせる個性が必要であった。フランスにおいては、民法典起草に携わったPortalisがそれである。彼は法典という形態によって、立法のうちに法学者の理性に発する要素を全て入れ込むことに成功した。さらに法の理性的建造物たる法典には恣意に堕しうる具体化が必要であるが、それを裁判官に委ねることで理性性を保持しえた。

これが現在の憲法裁判所の優位をもたらした。しかし立法の科学だけでなく憲法司法の科学も獲得していない我々にとって、基本権尊重と幸福追求のジレンマは過小評価すべきでない未だ重要な問題である。このように著者は結論する。

以上の紹介は、過度な単純化の誹りを免れないだろう。本書ではずっと複雑で豊潤な議論が展開される。方法的にも、思想家の思想と現実の制度がその乖離に注意しながら丹念に追われ、意識変化という大きな話にまとめられてゆくのは非常に面白い。本書はフランスを対象とするが、翻って日本の法観念はどうか。或いは、他の諸観念はどうか。また本書には、法と政治の関係、歴史と理論の乖離といった「政治法学」の関心が前面に現れる。法(学)と政治(学)の関係が揺らぐ時代に、改めて両者の関係を見直すにも相応しいだろう。

## 政治思想学会「学会報告奨励賞」(2018年度)のご案内

2018年度の「学会報告奨励賞」の応募規定は下のとおりです。学会報告奨励賞(2018年度)は、2019年5月に開催される研究大会で学会報告を行う会員に対して旅費を支給するものです。自由論題で発表を考えている方は、別途自由論題の報告者募集に必ずご応募ください。ご質問などありましたら、政治思想学会事務局までお寄せください(E-mail: admin-jcspt@konan-u.ac.jp)。

### 学会報告奨励賞 応募規定(2018年度)

#### 1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費(交通費・宿泊費)を支援するために設けるものである。

#### 2. 応募資格

- ①政治思想学会の会員であること。
- ②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。
- ③博士課程在学者、専任職(学振研究員等を含む)についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

#### 3. 応募条件

- ①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。
- ②2018年9月14日(金)までに応募すること。

#### 4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

- ①次の書類を上記期間に、事務局宛に送るこ

と。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募」と明記すること。

- (1) 履歴書
- (2) 業績書
- (3) 他組織からの援助のないものを原則として優先するので、申請時にほかの組織による援助を申請中か、あるいは援助を受けることが決定したものは、業績書にその旨明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔軟に運用する。

③発表終了後に領収書(旅費・宿泊費)を提出すること。

#### 5. 支給額

交通費:4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費:1万円以内の実費。

#### 6. 注意事項

①本賞の受賞者が、他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは堅く禁止する。こうした二重給付の事態が生じないよう、応募者には特に留意が必要である。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談の上予約手続きを進めること。

## 第26回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ

2019年5月25日(土)・26日(日)に学習院大学で開催される第26回研究会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

### 1. 募集するパネルのテーマ

- 多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第26回統一テーマ「政治思想における知性と教養」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

### 2. 応募資格

- パネルを構成する司会者と報告者が、全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- 2018年度研究会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した方は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、2018年度研究会において、司会者・討論者であった方は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する方は、2019年度研究会の自由論題に重複して応募することはできません。
- あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

### 3. パネルの構成および報告時間

- パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。
- 各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- 一つのパネルは1時間40分です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配分は各パネルの自主性に委ねますが、20分

から25分を一応の目安とします。

- 公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従ってください。
- パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、大会開催中の土曜日・日曜日の8:40-18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

### 4. 応募手続き

- 応募は応募代表者が行います。
- 応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んでください。

応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。

- ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2000字以内)
- ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2000字以内)
- ③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

- Eメール宛先

小田川大典 odagaw-d@okayama-u.ac.jp  
件名欄に「政治思想学会 2019年度 公募パネル」と明記してください。

- 締切日

2018年9月14日(金) 必着

### 5. 審査手続き

- レフリーによる審査を経て、2018年10月の

理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。

#### 6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2019年5月4日（日）までに、報告原稿（フルペーパー）またはレジユメのファイルをホームページ担当者の小田川理事（odagaw-d@okayama-u.ac.jp）、早川理事（mhykw@ris.ac.jp）にメールでお送りください。原稿は日本語によるものとします。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDFの形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿（フルペーパー）を事前に送付してください。
- ・ 報告の際に配布するレジユメないし、報告原稿を、当日30部程度用意してください。

※ 2020年度以降における、パネル単位での公募セッションの開催については、応募状況および当該年度開催校の諸事情などを考慮して、改めて審議・決定するものとします。

企画委員会 小田川大典（岡山大学）（主任）  
鏑木政彦（九州大学）  
中田喜万（学習院大学）

☆この件についての問い合わせ先☆

小田川大典 odagaw-d@okayama-u.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 公募パネル 問い合わせ」と明記してください。

## 第26回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2019年5月25日(土)・26日(日)に学習院大学で開催される第26回研究会において、自由論題セッションを設けます。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

### 1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。2018年度研究会の自由論題に採用された方は応募できません。2019年度研究会の公募パネルに司会者および報告者として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

### 2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40～18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

### 3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に横書きで、氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)を記した電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。
- ・ 報告は日本語で行うものとします。
- ・ Eメール宛先  
小田川大典 odagaw-d@okayama-u.ac.jp  
件名欄に「政治思想学会 2019年度 自由論題」と明記してください。

- ・ 締切日 2018年9月14日(金) 必着

### 4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2018年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

### 5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2019年5月4日(日)までに、報告原稿(読み上げ原稿、ないしこれに準ずるもの。形式はPDF、Microsoft Word、一太郎のいずれか)を送付してください。
- ・ 送付先は、(1)HP担当者の小田川理事(odagaw-d@okayama-u.ac.jp)、早川理事(mhykw@ris.ac.jp)の両方、および(2)当該分科会のパネリスト(司会者・報告者)全員です。
- ・ 報告原稿に加えてレジュメを提出される場合には、両方をひとつのファイルにまとめてください。
- ・ 事前に提出されなかった資料を、当日使用する場合には、70部を印刷し、当日持参してください。

企画委員会 小田川大典(岡山大学)(主任)  
鏑木政彦(九州大学)  
中田喜万(学習院大学)

☆この件についての問い合わせ先☆

小田川大典 odagaw-d@okayama-u.ac.jp

件名欄に「政治思想学会 自由論題 問い合わせ」と明記してください。

## 第15回日韓政治思想学会・共同学術会議(韓国・ソウル)への学会派遣 報告者募集のお知らせ

2019年7月5日～7日、韓国・ソウルで開催される第15回日韓政治思想学会・共同学術会議(Japan-Korea International Joint Conference for the Study of Political Thought)に、政治思想学会から派遣する報告者を1名、募集します。

日韓政治思想学会は、韓国政治思想学会と政治思想学会が共同で開催している国際学術会議です。

第15回共同学術会議の共通論題は、「東アジアと国際政治思想」です。

使用言語は、日本語(ならびに韓国語)です。日本語と韓国語の同時通訳がつきます。

### 1. 日程と場所

①2019年7月5日(金曜日)に韓国・ソウルに入り、同日夕刻に開催される歓迎会に出席します。共同学術会議は、翌6日(土曜日)に、一日かけて開催されます。7日(日曜日)に帰国となります。

②韓国・ソウルで開催されます。会場は、後日、政治思想学会のHPで発表します。

### 2. 応募資格

①政治思想学会の会員。

②報告の内容が共通論題と関連性を持つ限り、研究の対象分野は、とくに問いません。(決して、東アジア・日本政治思想史、日韓関係、韓国政治などに限定されるものではありません)

### 3. 共同学術会議への参加について

①派遣が決定した者は、第15回日韓政治思想学会共同学術会議において、研究報告を行うことが義務づけられます。

②報告者は、7月5日の夕刻より開催される歓迎会や、会議当日の懇親会(ともに韓国政治思想学会負担)など、会議に関わる全行程に参加してください。

③会議では、自らの報告とともに、他のセッションの司会や討論者などを担当する場合がありますので、あらかじめご注意ください。

④派遣が決定した者は、2019年4月30日までに、8000字前後の報告原稿(フルペーパー)を提出してください。

原稿はその後、韓国語に翻訳され、共同学術会議において報告資料として配付されます。

### 4. 費用

①航空券は、50,000円を上限として政治思想学会が負担します。飛行機に座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を利用することとします。具体的な規定は事務局の判断によるため、チケット購入の前に事務局と相談してください。また領収書とチケットの半券を、必ず事務局に提出してください。

②大会期間中のホテル代(2泊)は、韓国政治思想学会が負担します。

③自宅から空港までの往復の交通費、ならびに韓国到着後、会場までの往復の交通費などは、支給されませんので、各自で負担してください。

### 5. 応募手続き

①応募者は、A4用紙に横書きで以下の事項を記入した電子ファイルを、Eメールに添付して、担当の大久保健晴理事(tokubo@keio.jp)に送付してください。ファイルは、Microsoft WordかPDFの形式でお願いします。

(1) 応募者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

(2) 報告の題目、ならびに要旨(2000字以内)

②提出の際、件名欄に「2019年度日韓政治思想学会報告者公募」と明記してください。

③締切日 2018年10月31日23時59分まで(必着)

④書類を受領後、3日以内に、応募者に受領確認のメールをお送りします。もし万が一にも受領

確認のメールが届かない場合は、下記の国際交流委員の連絡先にお問い合わせください。

#### 6. 審査手続き

①レフリーによる審査を経て、2018年12月末までに、その結果を応募者に通知します。

#### 7. 注意事項

①交通費、および滞在費に関して、他の組織や所属機関等から同様の給付を二重に受けることを堅く禁止します。こうした二重給付の事態が生じないよう、応募者は留意してください。

②実施の具体的過程や支給額等については、最終的に事務局が判断することとなります。チケットの購入に際しては、予約前に事務局と相談の上、手続きを進めてください。

#### 8. 問い合わせ先

①その他、質問やご不明な点などございましたら、政治思想学会・国際交流委員（日韓担当）の松田宏一郎理事（kmatsuda@rikkyo.ac.jp）、大久保健晴理事（tokubo@keio.jp）にお問い合わせください。

以上

2018年7月20日発行 発行人 川出良枝 編集人 宇野重規  
政治思想学会事務局 〒658-8501 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1  
甲南大学法学部 小畑俊太郎研究室内  
E-mail : admin-jcspt@konan-u.ac.jp

会員業務(退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)  
(株)アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野4-27-37  
Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913  
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>